

整骨院・接骨院で 受療されている 方へのお願い



千葉県医業健康保険組合は、皆さまの保険料を大切に取り扱うよう医療費の適正化と早期治療・早期回復に取り組んでいます。

整骨院・接骨院(柔道整復師)にかかるときは、次の事項に注意して受療されますようご協力をお願いいたします。



健康保険(証)が 使える場合

外傷性が明らかな 以下の負傷のみ

○ 骨折・不全骨折・脱臼

※骨折・不全骨折・脱臼には医師の同意が必要(応急手当の場合を除く)

○ 捻挫

○ 打撲

○ 挫傷(肉離れ等)



※外傷性の負傷でも右記のものは対象外です
※内科的原因による疾患は含まれません



健康保険(証)が 使えない場合

全額自己負担でかかりましょう

- ✕ 仕事中や通勤途中におきた負傷(労災保険の適用になります)
- ✕ 日常生活からくる疲労・肩こり・筋肉疲労・体調不良
- ✕ 慰安目的のあん摩・マッサージ代替りの利用
- ✕ スポーツによる筋肉疲労・筋肉痛
- ✕ 病気(神経痛・リウマチ・五十肩・関節炎・ヘルニアなど)からくる痛み・こり
- ✕ 過去の交通事故などによる後遺症
- ✕ 保険医療機関で同じ負傷などの治療中のもの
- ✕ 脳疾患後遺症などの慢性病
- ✕ 症状の改善がみられない長期の治療
- ✕ 医師の同意のない骨折や脱臼の治療(応急処置を除く)



整骨院・接骨院をご利用の際のお願い(注意事項)

1

負傷原因は
正確に伝えましょう

工作中的負傷（労働災害）や
通勤途中の負傷（通勤災害）の
場合、健康保険証は使えません。
また、交通事故の場合は、
必ず当組合に
ご連絡ください。



2

委任状への署名・ぼ印は
自分でしましょう

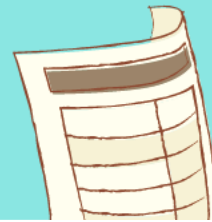
ご自身が受けた受療内容と
記載内容に間違いがないか
確認をしましょう。
「療養費申請書」の
「委任欄」には自分で
署名またはぼ印を
しましょう。



3

領収証を
もらいましょう

領収証の金額や内容に
間違いがないかを
照合しましょう。



4

医療機関(病院・診療所)と
の重複受診はやめましょう

同じケガで同時期に整骨院・
接骨院と医療機関(整形外科等)
や鍼灸院、マッサージ院での
治療を受けることはできません。
保険対象外となります。



5

施術が長期に渡る場合は
医師の診察を受けましょう

長期に渡る施術の場合は、
施術方法があなたに合っ
ていない場合や、
原因が他にある可能性も
考えられますので、
病院・診療所などで
受診しましょう。



大切な保険料を正しく使うため、ご理解・ご協力をお願いします。